

遺産中の金銭債権および現金の相続と分割

宮 崎 幹 朗

はじめに

- 一 可分債権の相続をめぐる判例
 - 二 預金債権の相続と銀行実務
 - 三 遺産分割の実務と可分債権の帰属
 - 四 現金の相続
- むすび

はじめに

現行民法八九八条は「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」と規定し、さらに、八九九条は「各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する」と規定している。この八九八条と八九九条は、明治三一年制定の民法旧規定一〇〇二条および一〇〇三条を引き継いだものであり、各共同相続人間における相続財産の共同所有を定め、共同相続人の相互関係を定めたものと理解されている。相続開始後被相続人の財

産はただちに相続人に帰属し、遺産分割によって個々の相続財産の帰属を確定するまでは、暫定的にはあるが、各共同相続人が共同で相続財産を所有せざるをえないわけである。ここでいう「共有」の意味がいかなるものであるか、つまり、各共同相続人による相続財産の共同所有関係がどのようなものであるのかについては、古くから議論されてきた。民法典の起草者は、これを民法物権編における「共有」と同一のものと理解していた。⁽¹⁾また、この問題について、判例は一貫して、「共有説」の立場を維持してきた。たとえば、最高裁判所は昭和三〇年五月三十一日判決（民集九卷六号七九三頁）において、「相続財産の共有は、民法改正の前後を通じ、民法二四九条以下に規定する『共有』とその性質を異にするものではない」と説明している。⁽²⁾しかし、このような理解に対して、疑問を投げ掛ける学説があらわれ、戦前から、遺産共有の性質論について議論が展開されてきた。⁽³⁾戦後においても、民法九〇五条、九〇六条および九〇九条などとの関連で、この理論上の対立は続き、いわゆる「共有説」と「合有説」が基本的に対立し、諸学説の議論が続いてきた。⁽⁴⁾しかし、このような論争が概念的な争いにすぎず、現実の個別的問題の処理については生産的な議論とはいえないという批判も強く、むしろ個別的問題の合理的な解決を考慮すべきであるという指摘がなされていることは周知のとおりである。⁽⁵⁾

その個別的問題の一つとして、古くから概念的な論争の中に位置づけられてきたのが、可分債権の相続の問題であった。⁽⁶⁾判例の立場のように、相続財産の共同所有関係が物権編に規定する共有と変わらないものとする、相続財産を構成する個々の財産あるいは財産権・義務について各共同相続人の共有を認めざるをえず、個々の財産について各共同相続人はその相続分を持ち分とする権利を持つことになる。したがって、金銭債権のような可分債権については、民法四二七条の趣旨から、各相続人はその持ち分の割合に応じて権利を有することになる。相続の場合においては、相続人が数人いる場合には、相続開始と同時に各相続人にその相続分を持ち分として当然に分割され

ることになるわけである。そのような趣旨に基づいて、判例は、金銭債権のような可分債権の相続については、相続人が数人いる場合には、その法定相続分の割合に応じて相続開始と同時に各相続人に当然に分割されると説明してきた。⁽⁷⁾ そうすると、可分債権は相続開始と同時に当然分割され、遺産分割の対象となる遺産から除外されることになる結果をもたらす。これをめぐっても、学説は遺産共有の性質論議と関連させて種々の議論を展開してきたわけである。⁽⁸⁾ 確かに、判例の立場に対しては、不合理な結果をもたらしかねないという批判もあるし、現実の遺産分割の協議や、調停あるいは審判等の家庭裁判所の実務的取り扱いは、むしろ預金債権のような金銭債権を遺産分割の対象として不動産等を含めた上で遺産分割をおこなうような方法が一般的であり、そのような点からも判例の硬直的な態度には疑問が出されていたことも否定できない。しかも、可分債権あるいは可分債務の共同相続関係という問題に関する学説の状況は、「共有説」か「合有説」かという単純な図式で解説できるものではないと指摘されていることにも注目しなければならないだろう。⁽⁹⁾

このような可分債権の相続に関する判例の立場が定着している中で、最高裁判所平成四年四月一〇日判決（家庭裁判月報四四巻八号一六頁）は、相続財産中の「現金」についてこれを遺産分割の対象とすることを認める趣旨の判断を示した。判旨は、従来からの判例の立場を変更することなく、現金を金銭債権とは区別し、金銭債権のような可分債権にはあたらないと判断しているものと思われる。金銭債権以上に可分性を有している現金を当然分割することなく、なぜ遺産分割の対象とするのかについてはその理由は明らかではない。しかし、この判決を契機として、金銭債権のような可分債権の相続をめぐる問題について再考する必要があるように感じられる。本稿はそのような視点から、ひとまず遺産共有の性質論に関する議論を置いて、従来の諸判例および新しい判例を検討して、共同相続財産の共同所有関係について考える一つの素材としたい。

- (1) 梅謙次郎『民法要義卷之五』(有斐閣、一九〇〇年)一一三頁。
- (2) 例外的に合有と解するものとして、大阪高等裁判所昭和三年七月二日判決下民集八卷七号一二五六頁がある。
- (3) 石田文次郎『遺産の共同相続』『家制度全集法律篇V相続法』(河出書房、一九三八年)一三頁、来栖三郎『共同相続財産について(四・完)』法学協会雑誌五六卷六号(一九三八年)七五頁など合有説が戦前においては有力であった。
- (4) 戦後では、品川孝次『遺産『共有』の法的構成』北海道大学法学会論集一一卷二号(一九六一年)七一頁、柚木馨『共同相続財産の法的性質』『家族法大系VI』(有斐閣、一九六〇年)一六七頁など共有説が有力となっているといえる。
- (5) 有地亨『共同相続関係の法的構造(二・完)』民商法雑誌五一卷一号(一九六四年)六〇頁以下、松倉耕作『共同相続財産の共有論・合有論』『民法の争点』(有斐閣、一九七八年)三八九頁、『新版注釈民法(27)』(有斐閣、一九八九年)一四七頁〔宮井忠夫・佐藤義彦〕。
- (6) 個別的問題として考えなければならない問題として、遺産分割と共有物分割との関係、遺産の管理などがあり、遺産分割の対象という問題だけでも可分債務、代償財産、遺産の果実・収益などの問題があるが、紙数の制約もあるのでこれらの問題については後日を期したい。
- (7) たとえば、大審院大正九年二月二日判決(民録二六輯二〇六二頁)、最高裁判所昭和二九年四月八日判決(民集八卷四号八一九頁)など。
- (8) 可分債権および債務の相続に関する学説の状況とその整理については、品川孝次『共同相続財産の法的性質(3・完)』LAW SCHOOL一九号(一九八一年)五六頁以下、松倉・前掲『民法の争点』三八九頁以下、中川善之助・泉久雄『相続法』[第三版]』(有斐閣、一九八八年)二二〇頁など参照。
- (9) 品川孝次『遺産『共有』の法律関係』小山昇ほか編『遺産分割の研究』(判例タイムズ社、一九七三年)二七頁、松倉耕作『遺産債務に対する共同相続人の責任』(3)『一六甲台論集一八卷三号』(一九七一年)一六頁。

一 可分債権の相続をめぐる判例

可分債権が相続の対象となった場合、判例は一貫して相続開始と同時に法律上当然に各共同相続人に法定相続分の割合に応じて分割されるものと判断していると理解されている。これらの可分債権の相続となった判例を検討してみる。

リーディングケースとされる最初の判例は大審院大正九年一月二二日判決（民録二六輯二〇六二頁）である。この判決の事案は、保険金受取人の相続人二人のうちの一人から保険会社に保険金の支払い請求がおこなわれたというものであり、保険会社が相続人二人がともに請求するものでなければならぬとして、相続人の一人に対する保険金支払いを拒否したものである。ここで、大審院は、保険会社の主張を排斥し、「遺産相続人数人アル場合ニ於テ其相続財産中ニ金銭債権存スルトキハ其債権ハ法律上当然分割セラレ各遺産相続人カ平等ノ割合ニ応シテ權利ヲ有スルコト民法第四百二十七条ノ法意ニ徴シ洵ニ明白ナリ」と述べて、相続人の一人に対してその相続分に応じた保険金の支払いを認めた。これによって、可分債権の当然分割が確立されたものと理解されている。

しかし、この判決以前には下級審判決の態度は分かれていたと指摘⁽¹⁹⁾されている。一方で、前掲大審院判決と同様の判断を示していた判例がある。大審院判決の第一審である東京地方裁判所大正四年八月六日判決（法律新聞一〇三九号二五頁）は、民法一〇〇二条および一〇〇三条に照らして遺産相続については分割主義を採用し各相続人はその持ち分に応じて権利義務を承継すると述べて、二人の同順位の相続人が保険金請求債権を相続した場合には各自がそれぞれ半額を請求することができるという判断を示した。東京控訴院大正七年二月一四日判決（法律新聞一

三九七号二三頁）も保険金請求権が問題となった事例であるが、「保険金請求権の如き金銭債権に在りては遺産相続により数人の相続人あるに至りたる時は民法四百二十七条により当然平等の割合を以て分割せられたるものと認むるを相当とすべき」と述べて、同様の判断を示していた。これらに対して、京都地方裁判所大正五年三月一七日判決（法律新聞一一五二号二四頁）は、同じ保険金請求権に関して、相続財産の共有を定める一〇〇二条は相続財産に属する債権も共同相続人の共有に属するものとしてゐるわけではなく、また一〇〇三条は共同相続分に応じて被相続人の権利義務を承継すると規定しているが、これは各共同相続人の取得する共有持分の割合を定めたにすぎず、共同相続人に相続分に応じて当然に分割帰属すると解するべきではないとして、遺産の保存行為以外の事柄については各共同相続人が単独でおこなうことはできないと判断して、保険金の支払い請求は遺産の保存行為にはあたらぬから各相続人が単独でおこなうことはできないとした。このような下級審判決の対立の中で、前掲の大審院判決は相続による可分債権の当然分割を認めて、この問題の決着をつけたことになった。

その後も大審院は同様の判断を示している。大審院昭和十四年三月二四日判決（新聞四四〇九号一六頁）は、被相続人からの貸金請求訴訟が継続していたところ、被相続人が死亡したためその遺産相続人二人のうち一人がこの訴訟を承継したことについて、債務者から相続人二人ともにでなければ訴訟を遂行できないとの主張がなされたというものである。判決は、前掲の大審院大正九年判決を引用して、「遺産相続人数人存スル場合ニ於テ其ノ相続財産タル金銭債権ハ法律上当然分割セラレ各遺産相続人カ平等ノ割合ニ応シテ権利ヲ有スルモノ」であることは明白と述べて、相続人が相続分の割合に応じて貸金の返還を請求することができることを承認した。

第二次大戦後も、最高裁判所は大審院の判断を支持し、同趣旨の判断を示している。最高裁判所昭和二十九年四月八日判決（民集八巻四号八一九頁）は第三者に対する損害賠償請求権の相続が問題となったものである。被相続人

が立木の権利を譲渡したところ、その譲受人から転々譲渡を受けた被告（被控訴人、上告人）が約定の立木本数を超過して伐採したため、被相続人が損害を被ったとして、相続人から損害賠償の請求がおこなわれた。これに対して、第一審判決は請求を棄却し、第二審判決は一審判決を取り消し、請求を認容した。そこで、被控訴人が上告した。第二審判決が各相続人の法定相続分の割合に応じて個別に損害賠償金の支払いを命じたことについて、債務者の側から、多数当事者の債権についての民法四二七条は相続債権の場合には適用されるべきではなく、各共同相続人間で遺産分割がおこなわれてはじめてそれぞれの相続人は独立した債権を取得することになり、その後各相続人が自己の取得した債権について権利を行使することができるものと解するべきであるという趣旨の主張があったため、⁽¹¹⁾判決は金銭債権の相続について触れている。判決は、「相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」と述べて、大審院時代からの判例の立場を維持した。

これらの判例は一応遺産共有についてのいわゆる「共有説」の立場に立っているものと考えてさしつかえないだろう。たとえば、前掲の最高裁判所昭和三〇年五月三十一日判決は、相続財産の共有を民法二四九条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものではないと述べて、「相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継する」とした大審院大正九年判決および最高裁判所昭和二九年判決は「この解釈を前提とするものというべきである」と判示している。⁽¹²⁾

この判決のように考えると、次のようにいえるだろう。相続財産が各共同相続人の共有に属するということによつて、相続財産中の個々の財産権について各共同相続人の共有関係が成立することとなる。金銭債権のような可分債権が複数の者の共有となる場合には、特約など特別の事情のない限り、多数当事者の債権債務関係の原則を定め

た民法四二七条の原則により分割債権となり、各共同相続人は相続分の割合にしたがった持分権を持つことになる。したがって、個々の共同相続人からの分割請求がおこなわれればこれに応じなければならないことになるわけであり、各共同相続人から相続分の割合に応じて債務者に対する支払い請求がおこなわれると債務者は分割して支払いに応じなければならないことになるというものと理解できるだろう。

最近でも、東京高等裁判所昭和六三年三月二八日判決（判例タイムズ六八三号一七四頁）は、最高裁判所昭和二九年判決を引用して、被相続人が生前に自己名義および相続人のうち二人の名義で預けていた預金債権について被相続人の遺産であると認めたと上で、預金債権は相続開始により当然分割され、これを承継取得した三人の共同相続人が三分の二の割合で権利を有していることを認めており、可分債権が相続開始と同時に当然に分割されることが確認されている。この事件は、共同相続人間での遺産分割協議がまとまらず、相続人の一人が遺産である不動産についての共有物分割訴訟を提起したが、これがしりぞけられたというものである。しかし、預金債権については各相続人が法定相続分の割合の返還請求権を有することを認め、さらに相続人の一人がおこなった被相続人の預金の引き出しについて、他の相続人への不当利得返還を認めている。その意味で、預金債権のような可分債権が遺産分割の対象とはならないことを確認した判決であるといえるだろう。

大審院および最高裁判所の判例は可分債権が相続と同時に当然に分割されるといつているのみであり、共同相続関係あるいは遺産共有の性質についていわゆる「共有」とみるか、「合有」とみるかについて明確に説明しているわけではないともいえる。⁽¹³⁾また、これらの事案の結果をみた場合にはいずれも妥当な結論といえるように思われるし、その意味からすると当然に分割されるという見解をとったとしてもさしつかえないケースであったといえよう。⁽¹⁴⁾その点において、遺産共有論議と可分債権の相続問題とを関連づけて理解する必然性はなかったといえるかもしれない

い。さらに、いずれも共同相続人の側から債務者に対して法定相続分の割合で金銭の支払いを求めたケースであり、共同相続人間で金銭債権等の可分債権がどのように帰属し、分割されるのかを直接的に問題としたものではないという指摘もある⁽¹⁵⁾。東京高等裁判所昭和六三年判決は共同相続人間での預金債権の帰属が問題となったものであり、法定相続分の割合での返還請求権あるいは持分権をもっていることを明確にしたものともいえる。しかし、その返還請求権を個別的に行使できる権利として認めているのかどうか、つまり個別に預金の払い戻しを請求できるとま

で考えているのかどうかは分からない。これについては、次に預金債権の問題として検討する。

相続の開始によつて債務者が誰にどれだけを弁済すればよいのが問題となるが、判例理論のような考え方で、金銭債権のような可分債権が相続開始とともに各相続人に法定相続分の割合で当然に分割されるとすれば、確かに債権債務関係の処理・実現が迅速におこなえるというメリットがある。理論的には共同権利関係を可及的すみやかに単独権利関係に還元すべきであるという近代法の大原則の当然の帰結ということになるが、その実際上の理由は遺産分割をまつて金銭債権債務などを処理しようとする往々にして遺産分割に時間がかかるためかえつて債権者および債務者などの関係者に迷惑をかけることになり、また相続人の権利の実現にとつても困難な状態となること

をおそれて、そのような事態を避けるためであつたとも指摘されている⁽¹⁶⁾。また、債務者の無資力による債権回収の危険性を各相続人に公平に負担させる趣旨から、当然に法定相続分の割合で分割されるとする方が適切だという指摘もある⁽¹⁷⁾。しかし、反面、当然に分割されるという立場を貫けば、共同相続人間で実際に遺産分割をおこなおうとする際に不公平な結果を招きかねない。相続開始とともに当然に分割された可分債権は遺産から除外されることとなり、遺産分割は不動産、動産、および不可分債権を対象としておこなわねばならないことになり、遺産の総合的分割を理念とする遺産分割の建前と合致せず、一切の事情を考慮して遺産分割をおこなうことを認めた民法九〇六

条の趣旨と矛盾する。また、金銭債権のような可分債権で相続人間の具体的公平を調整するということが不可能となり、かえって現実の遺産分割を複雑なものとしてしまいかねない。さらに、当然分割される場合に、相続人間で法定相続分の割合で分割されるときと考えると、特別受益や寄与分などがある場合には具体的相続分を基準として遺産分割がおこなわれるわけであるから、相続人間で不均衡が生じる可能性がある。このような点を考慮すると、単純に可分債権が相続開始と同時に各相続人に法定相続分の割合にしたがつて当然に分割されるという判例理論には問題があると考えざるをえない。また、当然分割されるとしても、なぜその場合の分割割合が法定相続分であるのかについてはその理由がはっきりとしないし、この点に関する批判もある¹⁸⁾。

(10) 山田誠一・法学協会雑誌一〇四卷六号(一九八七年)一三四頁。

(11) 上告理由では、我妻栄・有泉亨『コンメンタール債権法』(日本評論社、一九五一年)八三頁、我妻栄『改正親族・相続法解説』(日本評論社、一九四九年)一九一頁および一九三頁を引用している。

(12) この事件そのものは、被相続人の遺産を相続した二人の相続人が遺産を分割しない間に、一人は死亡し、二次相続が始まり、被告が相続し、もう一人の相続人は持分権を原告に譲渡したというもので、原告および被告の間で遺産であった不動産の分割について協議をおこなったがまとまらなかったため、原告が共有物の分割を求めたというものである。このような事件について、遺産分割手続きによらないというためにわざわざ遺産の共有が「共有」であるという必要があったとは思われない。

(13) 日野忠和「金銭債権」判例タイムズ六八八号(一九八九年)七一頁。

(14) 甲斐道太郎「金銭債権の相続」『家族法判例百選』(新版・増補)〔有斐閣、一九七五年〕二一四頁。

(15) 有地亨「遺産分割と債権、債務」法曹時報四五卷七号(一九九三年)四頁。

(16) 田尾桃二・NB七五二三号(一九九三年)五四頁、同「遺産である金銭についての遺産分割前における相続人の権利」ジュリス ト一〇二四号『平成四年度重要判例解説』(一九九三年)九七頁参照。

(17) 高木多喜男「口述相続法」(成文堂、一九八八年) 一八三頁以下。

(18) たとえば、伊藤昌司「共同相続による現金の『共有』判例タイムズ八〇一号(一九九三年) 七八頁以下参照。同趣旨のものとして、右近健男「相続財産に属する現金と遺産分割の要否」『私法判例リマックスNo.7』(一九九三年) 七三頁、前掲「新版注釈民法(27)」一七五頁「佐藤義彦」。この点について、山田・前掲法学協会雑誌一〇四巻六号一四〇頁以下は債務者の免責と保護という視点から法定相続分であることを説明している。

二 預金債権の相続と銀行実務

金銭債権である預金債権が遺産の中に含まれていた場合、前述のような判例の態度を維持すれば、金銭債権である預金債権は相続と同時に分割され相続人に承継されることになるはずであり、各相続人から銀行に対して法定相続分にしたがった割合の金額の預金の払い戻しを請求すれば、銀行はこれを拒めないことになる。しかし、銀行実務は、一部の相続人への払い戻しによって相続人間の争いが生じるのを恐れて、遺産分割前は共同相続人全員からの払い戻し請求に応じるのを原則とし、遺産分割後の預金債権の取得者への払い戻しの際にも遺産分割協議書などの提示を要求している。このような取り扱いは、むしろ遺産共有についての「合有説」の立場に近いものといえ、可分債権に関する判例の態度とは異なることになる。

たとえば、名古屋高等裁判所昭和五三年二月二七日判決(金融法務事情八五八号三四頁)では、「相続預金の支払いにつき、とかく紛議の生じることがあるので、相続人に対する支払いや名義変更を行う場合、とくに慎重に処理するため、かねて、その手続きを規定した事務処理規程を制定するとともに、その徹底を期すべく、各営業店に同

旨の通達を發していること、それによると、相続人から相続預金（普通、定期その他を問わない。）の払戻請求がなされたときは、被相続人（預金者）名義の預金通帳・証書および届出印章を提出させて実情を調査したうえ、相続による支払請求書、被相続人の戸籍謄本または除籍謄本、相続人全員の印鑑証明書、各預金の通帳・証書および払戻請求書を徴して預金者死亡の事実および相続人を確認し、さらに営業店長の承認を得て支払う旨定められており、しかも右相続による支払請求書および払戻請求書には相続人全員の署名押印を要すること、右手続きに従わない払戻請求には応じないこととし、右のような取り扱いは、控訴人銀行のみならずほとんどの金融機関がこれを実施し、これにより通常別段の支障もなく預金払戻事務が取り扱われていることが認められる」と判断しており、このような銀行側の取り扱いが通常おこなわれていることが認められている。もう少し、簡略に説明すると、銀行は、まず第一に、被相続人の死亡が明らかになつた場合には、相続人から死亡届を出してもらい、戸籍謄本または除籍謄本を求めて、被相続人の死亡の事実および法定相続人を確認する。第二に、預金通帳または預金証書を提出してもらい、相続預金の確認をおこない、その預金の支払いを差し止める措置をとる。第三に、相続預金の払い戻しの手続きとして、相続人全員の合意による払戻請求書などの関係書類の提出を求める。これらの書類には相続人全員の署名・捺印を求め、さらに相続人の本人確認のために各相続人の印鑑証明書を添付させ、場合によっては全相続人の住民票の提出も求めている⁽¹⁹⁾。

このような銀行の取り扱ひの主たる理由は、次のような点にあると考えられる⁽²⁰⁾。相続人が分かつていれば法定相続分での払い戻しに應じてよいといつても、その法定相続分も、確認することが難しい場合があるし、相続開始後に認知されて相続人であることが判明する者がでてきたり、相続放棄がおこなわれたりすれば、変動する可能性があるわけである。さらに、相続人の中に特別受益を受けた者がいたり、寄与分権利者がいたりすれば、具体的

相続分額がゼロとなる相続人がでてくることも否定できない。また、後になって、遺産分割協議がおこなわれ再配分されたり、遺言が発見される場合もありうる。このような場合に、相続人間に争いが生じ、銀行がこのトラブルに巻き込まれることになっては困るといふことであり、銀行側の自衛手段であると考えてよいだろう。

さて、原則として遺産分割前には相続人全員からの払い戻し請求でなければこれを受け付けないとする銀行実務について、先の名古屋高等裁判所昭和五三年二月二七日判決は次のように判断した。遺産分割前の相続預金の払い戻しを共同相続人全員でしなければならぬとしている銀行の実務的取り扱いについてこれを事実たる慣習と認め、被相続人が預金契約を締結する際にそのような慣習にしたがう意思を有していたものとは認められないとして、結論としては各相続人が相続預金のうち自己が取得した部分について単独で払い戻しを請求することができるとして、相続人の一人からの法定相続分に応じた額の預金の払い戻し請求を認めた。この事件の事案は、被相続人が普通預金九〇万円、定期預金一、五〇〇万円（一口三〇〇万円を五口）の預金をしていたが、火事にまきこまれて死亡した後、被相続人と同居していた相続人の一人が葬儀費用等のために緊急に必要であるということで預金の一部払い戻しを求め、銀行がこれに応じて定期預金一口三〇〇万円を支払ったところ、他の相続人から各預金につき法定相続分にしたがい五分の一にあたる総額三一八万円の支払いを求めたというものである。²¹⁾ここでも、預金債権は金銭債権として相続と同時に法律上当然に各相続人に法定相続分の割合によって分割されると判断していることに注意すべきである。銀行実務が事実たる慣習として存在し、それを前提として預金契約が締結された場合には、原則を示した諸判例の趣旨とは異なる払い戻し手続きが是認されるにすぎないわけである。²²⁾その意味からすれば、判例の態度はなお一貫しているといえよう。

このような判例の態度に対して、実際に共同相続人間での可分債権の帰属と分割がどのようにおこなわれている

かについて、遺産分割に関する審判例をみてみると、後述のように、預金債権のような金銭債権を遺産分割の対象としていたものはかなりある。その中で、名古屋家庭裁判所平成二年七月二〇日審判（家庭裁判月報四三巻一号一三六頁）は預金債権のみが遺産であるというものである。いささか特殊な事案というべきであろうか。事案は次のようなものである。五人の共同相続人の中で遺産である預金債権を法定相続分にしたがつて分けることには異論はないものの、相続人の一人が預金の払い戻しを共同でおこなおうという他の相続人からの申し入れに応じないため、他の四人の相続人から遺産の分割の調停を求めたというものであるが、前掲のような銀行実務を考慮して預金債権を遺産分割の対象とすることを認容した。すなわち、預金債権の債務者である銀行は、共同相続人全員の署名押印のある払戻請求書や共同相続人全員の印鑑証明書の提出がないかぎり、その払戻請求に応じない取り扱いをしていることを認めて、一部の相続人が払戻手続きに協力しない場合には、その他の共同相続人が銀行に対して訴訟を提起して預金債権の支払いを請求する以外にはないことになり、一部の相続人に余計な負担をかけることになるとして、「したがってこのような場合には、共同相続人は預金債権が遺産として家庭裁判所に対してその分割手続きを求めることができると解するのが相当である」という。しかし、この審判においても、「金銭債権は可分債権であるから相続開始と同時に各相続人の法定相続分に従い法律上当然に分割されることになるものである。したがって、本件のように遺産が預金等の金銭債権である場合には、遺産分割の手続きは不要であるはずである」という原則論が判断の前に述べられており、大審院時代からの判例の態度が原則であることが再確認されている。しかし、この審判例は実質的には預金債権を遺産分割の対象とする立場を強めていることはまちがいないし、⁽²³⁾預金債権の相続に関する銀行実務の取り扱いがその立場を一層強めている。

預金債権については、通常の貸金債権のような可分債権とは異なり、債務者にとって遺産分割まで待たねばなら

ないことによる不利益はほとんどない。相続人の側にとつても、時効中断を考える必要はないし、回収不能の危険性を心配する必要もほとんどない。²⁴⁾むしろ、個々の相続人から払い戻しを求められた場合には、普通預金を払い戻す場合はともかく、定期性預金の場合にはどのように対応すればよいのかが問題である。満期が来て払い戻しを受けるというような場合もあれば、満期を待たずに解約という場合もあるだろう。これによつては、かえつて相続人にとつて不利益となることも予想される。そのような点も考慮すると、預金債権はむしろ支払い手段として現金と同じような機能をもっているのであつて、通常の可分債権と同列に論じる必要はないように思われる。²⁵⁾

銀行実務の存在が認められながらも、可分債権の当然分割を認める判例理論の射程範囲にある限りでは、銀行も共同相続人全員で払い戻しを請求するのでなければ一切払い戻しに応じないというわけにもいかないことは明白である。判例の立場からすれば、相続人の一人からその法定相続分にしたがつて預金の払い戻しを請求された場合に、これを拒否することはできない。このように考えれば、次には銀行側としてはどのような確認手段を講じて銀行の責任が問われないような方法をとるかが問題となる。そこで、遺産分割前に法定相続分での払い戻しをおこなう際には、次のようなことを確認するべきであるとされている。第一に、払い戻しの請求者が相続人であることを確認することである。このために、通常は戸籍謄本の提出を要求することになる。第二に、遺産分割前の請求であることである。第三に、遺言のないことである。²⁶⁾この三点についての程度の調査をおこない、確認した上でならば、銀行の相続預金の払い戻しが民法四七八条の債権の準占有者への弁済の規定の適用を受けるかが問題となると考えられている。

東京高等裁判所昭和四三年五月二八日判決（金融法務事情五一五号二六頁）がこの問題に触れている。被相続人が病気で入院中に、自己の銀行預金から入院費等を支払った残金を知人に贈与する旨の遺言書を作成しておいたと

ころ、被相続人の死後に法定相続人から銀行に預金の払い戻し請求がなされた。銀行の担当者が相続人に遺言の存在を質問したところ、相続人が遺言の存在を否定したので、預金通帳、戸籍謄本、印鑑証明書等の提出を受けた上で、相続人に対して相続預金の払い戻しをおこなったが、その後遺言執行者からの通知がなされ、遺言執行者からの払い戻し請求がおこなわれたというものである。争点は、銀行側の過失の有無であった。判決は、「預金者の相続人から預金の払い戻しを請求した場合、銀行側としては当該預金の払い戻しを請求した相続人が正当な相続人であることを確認するほか、特段の事情のない限り預金者である被相続人の遺言の有無については、払い戻しの請求をした相続人に対して一応確かめれば足りそれ以上特別の調査をする義務はなく、これをしないでも払い戻しについて過失があるということとはできないと解すべきである」として、むしろ遺言執行者が遺言の存在および遺言者に銀行預金があることを知ったとき、これを銀行あるいは遺言者の相続人に通知することが信義則上妥当であるとしている。上告された最高裁判所昭和四三年二月二〇日判決（判例時報五四六号六六頁）でも、この判断は支持され、民法一〇一三条が適用される場合であっても、取引の安全を守る趣旨から設けられた四七八条の適用が排除されるものではないことを確認している。

- (19) 『銀行実務総合講座第1巻』（金融財政事情研究会、一九八〇年）四〇六頁以下〔村山邦夫〕、加藤一郎・吉原省三編『銀行取引〔第6版〕』（有斐閣、一九九一年）九一頁以下など。なお、林良平「相続人の確認」同『金融法論集』（有信堂、一九八九年）五三頁以下はこの問題について詳しく説明している。

- (20) 関沢正彦「相続預金の払戻しと弁護士業務」『金融法務事情一三三九号（一九九二年）一九頁、吉原省三「現金の相続と遺産分割」『金融法務事情一三三二号（一九八九年）五頁参照。

- (21) 事件の概要については、古館清吾「共同相続が開始した銀行預金の支払いと事実たる慣習」『金融法務事情八七一号（一九七八年）

二二頁以下に詳しい。

(22) 銀行の実務的取り扱いを慣習と認めながら、この判決の趣旨を徹底すれば、慣習が適用される余地はほとんどないのではないかという疑念をぬぐえない。預金契約者が自己の死後に、その預金の払い戻しを相続人がおこなう場合まで考えて契約をするというようなことが実際の問題として考えられるであろうか。なお、阿部徹「預金取引と相続」『現代契約法大系5巻』（有斐閣、一九八四年）一八四頁以下は、このような銀行実務を事実たる慣習と認めてよいかが問題であると指摘する。同時に、相続預金の払い戻し方法について預金者の意思に委ねるということに疑問を提起している。

(23) 床谷文雄「金銭債権の相続と遺産分割」法学セミナー四四二号（一九九一年）一一二頁。

(24) 宮川不可止「共同相続人間での遺産分割前の金銭の帰属」手形研究四七九号（一九九三年）二二頁。

(25) 銀行実務を擁護するものとして、西尾信一「遺産分割前に遺産である金銭につき相続分相当の支払い請求の可否」判例タイムズ七七七号（一九九二年）三三頁、塩月秀平「金銭の相続と遺産分割」家庭裁判月報四四卷一〇号（一九九二年）九頁など。吉原・前掲金融法務事情一三三二号五頁は銀行の現在の処理は変わらないだろうという。

(26) 「相続預金の法定相続分払戻請求と実務」金融法務事情一〇一一号（一九八二年）二五頁以下参照。

三 遺産分割の実務と可分債権の帰属

遺産分割の実情としては、調停では共同相続人の一方が不動産を取得し、他方が預貯金を取得するというような形で決着することがよくあると指摘されている。共同相続人間で明示的あるいは黙示的に合意ができているのであれば、可分債権であっても遺産分割の対象に含めて分配することは、当事者の意思で可分債権を不可分債権とすることもできる債権法の原則からしても許されることになる。また、その方が相続人間の公平・妥当な遺産分割を

可能にするのであれば、債務者にとって特別に不利益をもたらすことがない場合には、可分債権を遺産分割の対象とすることをあえて否定する必要はないと考えられているからである。審判の場合には、基本的には可分債権を遺産分割の対象から除外しているというが、その場合でも、当事者の合意があり、他の財産と合わせて総合的に遺産分割を希望するならば、遺産分割の対象としてしていると指摘されている。⁽²⁷⁾

具体的な遺産分割審判の事例をみってみる。特に、金銭債権について遺産分割の対象としたものが多いが、これらの考えはおおまかに次の三つに大別されるものと考えられる。

まず第一に、金銭債権は相続開始と同時に各共同相続人に当然分割承継されるという原則論を維持しながらも、遺産分割の際にこの可分債権を改めて分配し直すことはさしつかえないという判断を示した審判例がある。大阪高等裁判所昭和三十一年一〇月九日決定（家庭裁判月報八巻一〇号四三頁）は、預金債権のような相続債権は、相続開始とともに当然相続人に分割承継されるが、遺産分割の際あらためて相続人に分配し直し、これとらみ合わせて遺産分割による各相続人の取得部分を定めることは差し支えないと述べている。同様に、高知家庭裁判所須崎支部昭和四〇年三月三一日審判（家庭裁判月報一七巻九号七八頁）は、不動産と預貯金が相続財産となったと認められた事例について、「相続債権は相続開始とともに、当然各相続人に分割承継されると解すべきであるけれども、遺産分割の際あらためて右債権を相続人に分配し直し、これと睨み合わせて遺産分割による各相続人の取得部分を定めることは、特に本件のような場合にはむしろ当事者双方の利益となり、適切な方法であると考え」と述べて、預金債権を遺産分割の対象としている。このように、相続開始時にいったんは各相続人に分割された預金債権のよ
うな可分債権を遺産分割の際に他の遺産と合わせて再度分割し直すことを認めるといふ形で、可分債権を遺産分割の対象に含ませようとしている。⁽²⁸⁾

第二に、共同相続人間の同意がある場合に可分債権であってもこれを遺産分割の対象として他の相続財産とともに分割することを認める審判例がある。東京家庭裁判所昭和四七年一月一日審判（家庭裁判月報二五卷九号一〇七頁）は次のように述べている。「銀行預金等の金銭債権については、相続開始とともに当然分割され、遺産分割の対象にならないのではないかという疑問もあるけれども、分割の効果を第三者に主張するためには對抗要件を具備することの必要性もあるとしても、共同相続人間の内部的合意により債権をも分割の対象とし、しかも債権を含めて分割を行うことが相続人間の具体的衡平の実現を可能ならしめる場合には、遺産分割審判の対象となしうるものと解すべきである。本件遺産分割において、調停審判の全経緯を通じ預金債権を分割の対象とすることに当事者間に異議がなく、しかも預金債権の一部は遺産の代替物であり、これをふくめることによつてのみが遺産全体の総合的配分の衡平を図り、もつて当事者間の紛争を終わらせることが可能になると考えられるので、預金債権を本件遺産分割の対象となしうるものと判断する」として、相続人間において金銭債権を遺産分割の対象とすることに於いての暗黙の合意を認め、それを一つの根拠としている。同時に、共同相続人間での遺産分割の公平をはかることを理由にあげて、金銭債権の遺産分割への組み入れを認めている。その他にも、共同相続人間の合意のある場合に金銭債権を遺産分割の対象とすることを認める審判例として、東京家庭裁判所昭和五二年九月八日審判（家庭裁判月報三〇卷三号八八頁）、神戸家庭裁判所伊丹支部昭和六二年九月七日審判（家庭裁判月報四〇卷八号八六頁）などがある。前者は、預金の払い戻しについて相続人全員の同意書または遺産分割協議書の提示を要する銀行の取り扱いを考慮して、特定の相続人に取得せしめるのが合理的な場合もあるとし、当事者がこれを分割の対象とすることに合意していることを指摘している。後者では、遺産分割審判の申立人である被相続人の妻が預貯金を相手方である被相続人の兄弟姉妹およびおい・めいらの他の相続人に取得させ、他の相続人の側も自己の法定相続分相

当額を金銭で取得することを希望している場合であつて、当事者間に暗黙のうちに預金債権を遺産分割の対象とすることを認めていることを示して、預金債権を遺産分割の対象としている。

第三に、民法九〇六条および九一二条の趣旨から、いったん相続開始とともに当然分割された可分債権を再度遺産分割の対象とすることを認める審判例がある。神戸家庭裁判所尼崎支部昭和四七年一月二二日審判（家庭裁判月報二五卷九号一〇七頁）は、最高裁判所昭和二九年四月八日判決を引用して、相続財産共有説をとる以上、可分債権は法律上当然に分割され共同相続人がその法定相続分に応じて権利を承継するから、金銭債権等は原則として遺産分割の対象とならず、したがつて審判の対象とならないものであるとしながら、「もつとも民法九〇六条、九一二条等の趣旨に照らし、必要と認められるときは、遺産分割の際に可分債権を改めて分割の対象とし取得分を変更することもできるものと解することはできる」としている。しかし、当該事案では各相続人が法定相続分の割合で取得した権利関係を変更する必要がないので、預金債権を改めて遺産分割の対象とすることはしないと判断している。同じく、神戸家庭裁判所尼崎支部昭和四八年七月三一日審判（家庭裁判月報二六卷四号七六頁）も、一切の事情を考慮して遺産分割をおこなうとする九〇六条および共同相続人間の担保責任を定めた九一二条の趣旨を勘案して、必要と認めるときは遺産分割の際に改めて分割の対象とすることができる」と述べて、他の遺産との関係で金銭によつて清算させるのが相当として預金債権を遺産分割の対象とすることを認めている。

また、他の遺産との関係から、遺産分割における相続人間の公平をはかるために、調整をおこなう際の手段として金銭債権を遺産分割の対象とする審判例もある。前掲の東京家庭裁判所昭和四七年一月一五日審判はその一つの例であるが、その他にも、東京家庭裁判所昭和三七年九月二五日審判（家庭裁判月報一四卷二二号一一六頁）、大阪家庭裁判所昭和五八年四月一二日審判（家庭裁判月報三六卷九号七三頁）などがあげられる。

このような審判例においても、可分債権は相続開始と同時に法律上当然に相続人間で分割されるという判例理論の原則は踏襲されており、この原則がどのような場合に修正されうるかを問題としているにすぎない。しかし、現実の遺産分割においては、金銭債権のような可分債権を相続開始の時点で当然分割するという態度は適切ではないことが明らかになってきているといえよう。

その他にも可分債権を遺産分割の対象とした審判例はかなりの数にのぼる。その理由は判然としないけれども、次のような審判例において可分債権を遺産分割の対象とすることを認めている。預金債権について、東京家庭裁判所昭和三三年七月四日審判(家庭裁判月報一〇巻八号三六頁)、新潟家庭裁判所昭和三四年六月三日審判(家庭裁判月報一一巻八号一〇三頁)、仙台家庭裁判所古川支部昭和三八年五月一日審判(家庭裁判月報一五巻八号一〇六頁)、盛岡家庭裁判所昭和四〇年六月五日審判(家庭裁判月報一七巻一一号一一五頁)、長崎家庭裁判所諫早支部昭和六二年九月一日審判(家庭裁判月報四〇巻八号七七頁)、東京高等裁判所平成一年二月二八日決定(家庭裁判月報四二巻八号四五頁)などがある。さらに、組合出資金について鳥取家庭裁判所昭和三九年三月六日審判(家庭裁判月報一六巻七号五八頁)、貸金債権について福岡高等裁判所昭和三三年二月一〇日決定(家庭裁判月報一〇巻二号六三頁)、保険金請求権について大阪家庭裁判所昭和五一年一月二五日審判(家庭裁判月報二九巻六号二七頁)などもあげられる。

このように種々の審判例をみてみると、むしろ、金銭債権を遺産分割の対象とすることで当事者間で公平で合理的な解決がはかれると考えている審判例が多いと考えていいものと思われる。各相続人間で具体的に公平な遺産分割をおこなうために遺産に含まれるすべての財産権を遺産分割の対象とすることはきわめて当然なことであるといえる。また、遺産共有といってもその共有とは遺産分割がなされるまでの過渡的・暫定的なものであって、遺産分

割の手續きによって遺産全体の終局的な分割をおこなうことが法律上予定されている以上は、遺産に含まれるすべての財産権を遺産分割によって各相続人に分割することを否定する理由はない。その意味で可分債権が遺産分割の対象となったとしても、これを認めないという硬直的な態度は考えられない。もし、仮に、相続開始とともに分割された可分債権がその段階で遺産から除外されて、遺産分割の対象とならないとすると、不動産、動産および不可分債権だけが遺産分割の対象となり、遺産に含まれる種々の財産権を各相続人が分割する場合には、金銭債権を事実上占有する相続人への分割請求や債務者への分割支払い請求などの形で可分債権を対象とした分割の手續きとその他の遺産を対象とした遺産分割の手續きとを相続人に要求することになり、場合によっては共有物分割訴訟を通常裁判所に提訴し、他方家庭裁判所で遺産分割の調停または審判を申し立てるという二重の手間を当事者に課すことになる。このような措置が九〇六条の予定する遺産の総合的分割の趣旨を著しくそこなうことは明らかである。一切の事情を考慮して具体的な遺産分割をおこなう九〇六条の趣旨から、可分債権を含むすべての遺産を対象とした上で、一括して相続人間での遺産分割をおこなうことの方がはるかに合理的である。このような観点からすれば、すべての場合に可分債権を遺産分割の対象とすべきと考えることになる。しかし、このような見解には批判もある。九〇六条は遺産の総合的分割を抽象的に定めているにすぎず、九一二条は不可分債権の場合に意味を持つという理解もあるからである。⁽²⁹⁾

したがって、相続人間の合意を条件として可分債権を遺産分割の対象とするという態度が実務的には支持されてきたものと思われる。このような態度は、共同相続人が全員の合意によって遺産に含まれる不動産を売却した場合に、その不動産は遺産から逸出し、各相続人はその売却代金または代金債権について持分に応じて個々に分割し、または請求できるとする代償財産に関する最高裁判所の判例理論⁽³⁰⁾との均衡に求められている。公平・妥当な分割と

いう観点から、具体的調和をはかるために求められた処置であるということにある。また、当事者の合意を重視することは協議や調停による分割を第一義とする遺産分割制度の趣旨とも合致するともいえる。⁽³¹⁾

しかし、当事者の合意を条件として遺産分割の対象とすることについては、疑問がなくもない。確かに、相続開始と同時に当然分割されるという判例理論からすれば、これらの債権は当事者の意思によつてのみ当然分割されないことになるのが原則であり、これらの分割について争いが生じれば共有物分割訴訟で争うことになるわけであるから、その観点から当事者の権利を保障する必要があることは否定できない。⁽³²⁾ その点からすれば当事者の合意がなければ原則を曲げられないということも一つの考えではある。しかし、この合意が単に遺産分割の対象とするということを意味するにとどまらず、共有物分割の手続きではなく、遺産分割手続きを選択するという意味を含んでいることになり、逆に当事者の権利保障に欠けることにもなりかねないし、当事者の意思によつて法の予定する本来の手続きを回避して別の手続きを選択できるとするのは許されないという批判もある。⁽³³⁾ また、仮に相続人のうちの一人が遺産分割手続きで可分債権を他の遺産とともに分割することに合意しなければ、可分債権を遺産分割の対象から除外して遺産分割をおこない、同時に可分債権の分割を通常の民事訴訟手続きで争うことを他の相続人に強いることになり、訴訟の費用や時間の関係から無駄が多いし、事実上可分債権を手中にした相続人の独占を認めることになってしまう恐れがある。⁽³⁴⁾ このような場合にも、九〇六条の趣旨が生かさねず、不都合な結果を当事者に押し付ける結果となる。相続人の意識はむしろ逆であつて、本来遺産の分割をおこなう手続きとして予定されているのは遺産分割手続きであつて、可分債権を遺産分割とは別に分割したいという合意がある場合にそれができると考えているのが普通であり、通常はすべての遺産を対象として遺産分割をおこなおうと考えているのではないかと思われる。⁽³⁵⁾

(27) 島田充子「遺産分割事件の処理について―東京家庭裁判所(本庁)における遺産分割の実情を中心として―」判例時報一三五七号(一九九〇年)七頁、林良平・大森政輔編『注解判例民法4』(青林書院、一九九二年)六五〇頁「栗原平八郎」参照。なお、家庭局も相続人間に争いがある場合は遺産分割の対象に含める運用もあつてよいとする。「昭和五四年度高等裁判所管内別家事事件担当裁判官会同概要」家庭裁判月報三三卷一―号(一九八一年)四〇頁参照。

(28) たとえば、柚木・前掲『家族法大系VI』一七〇頁なども同趣旨のことを認めている。しかし、たとえば、遺産中の預金債権について相続開始と同時に分割されるとして各相続人がその法定相続分の割合で預金の払い戻しを受けた場合に、再度この預金を持ち戻して遺産分割をおこなうということまで意味しているのかどうかは疑問であるように思う。また、仮に持ち戻して分割し直すとしても、その根拠および方法が問題であろう。法定相続分と具体的相続分との差額を不当利得とみて理論構成をするのか、あるいは特別受益とみなして処理することになるのか。検討すべき点は多いのではないか。

(29) 清水節「遺産分割の対象財産性 1可分債権」岡垣学・野田愛子編『講座・実務家事審判法3』(日本評論社、一九八九年)一―三頁参照。

(30) 最高裁判所昭和五二年九月一九日判決(家庭裁判月報三〇卷二号一―〇頁、判例時報八六八号二九頁)、最高裁判所昭和五四年二月二日判決(家庭裁判月報三二卷一―号一四九頁、判例時報九二二三号七七頁)参照。共同相続人全員の合意によって遺産分割前に処分した財産は遺産から逸失し、その代償財産も遺産に含まれず、特別の事情のない限り、原則として遺産分割の対象とはならないことになる。遺産分割の審判は代償財産を遺産分割の対象とするものも、しないものもあり、分かれている。なお、この問題に関する論稿は多数にのぼっているが、とりあえず、高木多喜男「遺産分割の法理」(有斐閣、一九九二年)八〇頁以下、松原正明「遺産分割の対象財産性 2遺産の代償財産」前掲『講座・実務家事審判法3』一七五頁以下をあげておく。

(31) 清水・前掲『講座・実務家事審判法3』一―四頁。

(32) 松原正明「遺産分割の対象財産性」家庭裁判月報四三卷四号(一九九一年)一五頁以下。

(33) 橘勝治「相続開始後の遺産の変動と遺産分割」『新・実務民事訴訟講座8』(日本評論社、一九八一年)一九七頁。また、当事者

の合意とはいっても、その内容が何かという点についても問題がある。

(34) 前掲『注解判例民法4』六五三頁〔栗原〕、林醇「相続開始後、遺産から生じた果実を遺産分割の対象とすることの可否」家庭裁判月報三七卷三号（一九八五年）一一一頁。

(35) 有地・前掲法曹時報四五卷七号三二頁。

四 現金の相続

最高裁判所平成四年四月一〇日判決は遺産中に含まれる現金の帰属について正面から取り上げた最初の判例ということになる。しかし、従来までこの問題が全く問題視されなかつたわけではなく、また、この事案以前にこの問題に触れたものが全くなかつたというわけではない。

たとえば、篠清判事は、遺産分割前の遺産の処分および滅失の問題に関連して、遺産が金銭である場合に触れている。そこでは、「生硬な解釈によれば、遺産中の金銭を共同相続人の一人がその実力支配内に収めてしまえば、多くの場合その固有財産中の金銭との混和が考えられるし、費消してしまえば遺産としての金銭はもはや存在しないことになって分割の対象にできなくなる。……それでこのような場合には、不当利得その他の理論構成をした上で、代償財産の問題として処理することになろう。しかし、金銭は代替物の中でも特に没個性的な物であり、むしろ価値そのものと考えられるから、右のような場合にもその価値としては変わらずに現存していると考えて、遺産である金銭と同額の金銭を遺産分割の対象としてよいであろう」と指摘して⁽³⁶⁾いた。これに対して、大阪家庭裁判所昭和四〇年十一月四日審判（家庭裁判月報一八卷四号一〇四頁）などの審判では、葬儀費用として払い戻しを受けた被

相続人の預金の残額について、遺産に準ずべきものとして遺産分割の対象とすべきであると判断しており、むしろ代償財産のような扱いをしているものといえる。このような処理をしたものと考えられる最近の審判例もある。東京高等裁判所平成一年一月二八日決定（家庭裁判月報四二巻八号四五頁）は、被相続人の定期預金についてこれを費消した相続人に対する代償請求権が遺産分割の対象となると判断している。

その他、遺産中の現金が問題となったものとして、次のものがあげられる。まず、京都家庭裁判所昭和三十八年八月二日（家庭裁判月報一五巻一一号一二四頁）は、遺産中に不動産と現金が含まれている場合の遺産分割の方法として、不動産を分割した上でそれぞれの相続人の相続分の価額に満たない部分を現金を以て平均化させている。ここでは、現金が遺産分割における相続人間の公平を調整するものとしてとらえている。また、神戸家庭裁判所尼崎支部昭和四八年七月三十一日審判（家庭裁判月報二六巻四号七六頁）では、「現金については、可分債権と同様の法理により当然分割され原則として遺産分割の対象とならないと考える」とするが、金銭債権と同様に「九〇六条、九一二条の趣旨に照し、必要と認められるときは分割の際に改めて分割の対象とし取得分を変更することができる」と解することができる」と述べている。こちらの審判例では、その理由は明確ではないが、金銭債権と現金とを区別せず、同様のものとして扱っているし、原則として現金も相続開始と同時に当然分割されるという前提を明らかにしていることに注意する必要がある。

このような状況の中で、最高裁判所平成四年四月一〇日判決があらわれたわけである。³⁷⁾この事実の概要は次のとおりである。被相続人Aが昭和五七年五月二日に死亡し、相続が開始したが、相続財産として不動産のほか多額の現金が含まれていた。Aは生前自己の死期が近いのを知り、現金による相続を考え、銀行預金等を現金化していたが、分割方法等につき遺言する前に死亡したため、六、〇〇〇万円を越える現金が銀行のセーフティバッグ等に

保管されたままであった。相続人の一人であるYはこれらの現金を相続開始時から預かっていたが、これをA遺産管理人Y名義でB銀行に通知預金として預け入れた。Aの遺産について遺産分割の協議はまとまっていな段階で、この通知預金について、Y以外の相続人であるX₁、X₂、X₃、X₄の四名から法定相続分（X₁とX₂は六分の一、X₃とX₄は二分の一）の割合に相当する額の金銭の支払いをXに求めたものである。この事実関係については当事者間に争いはない。

YはX₁らの要求に対して、第一審では、次のような主張をしている。この通知預金債権が分割債権であるとしても、Aの遺産について遺産分割の合意が成立していない以上、この債権も遺産分割の対象として処理されるべきであると主張し、さらにX₁らはAから生前贈与や遺贈を受けており、その額は通知預金額を上回り、具体的相続分はなく、したがって通知預金債権についても相続分はないと主張して、X₁らの分割支払請求権は存在しないと抗弁した。これについて、第一審東京地方裁判所昭和六二年五月二七日判決は、問題となった預金債権が最初からそのまま遺産中に含まれていたものとして扱い、したがって従来の判例の立場を維持し、当然のように次に述べて、X₁らの請求を認容した。すなわち、「遺産としての金銭債権は相続により当然分割され、各相続人がその相続分に応じてこれを承継し、遺産分割の対象とならないものと解される（この理は、遺産分割において相続人のあるものに特別受益があるなどして、そのものに具体的相続分がないとされるような場合であっても、異ならないというべきである。）」と述べて、Yの主張を全面的に否定した。

そこで、Yが控訴した。第二審東京高等裁判所昭和六三年二月二一日判決（判例時報一三〇七号一一四頁）は、X₁らが返還を求めている金銭（保管金）について、現在ではYの通知預金となっているが、Aが死亡時に所有していた現金と判断し、現金を預金債権のような金銭債権とは区別して取り扱うことを明らかにし、Yの控訴を容れ、

X₁らの分割請求を否定した。判決は次のように述べている。「現金は、被相続人の死亡により他の動産、不動産とともに相続人らの共有財産となり、相続人らは、被相続人の総財産（遺産）の上に法定相続分に応じた持分権を取得するだけであつて、債権のように相続人らにおいて相続分に依りて分割された額を当然承継するものではないから、被控訴人「X₁ら」の認めるとおり相続人らの間でいまだ遺産分割の協議が成立していない以上、被控訴人らは、本件現金（たとえ、相続開始後現金が金融機関に預けられ債権化されても、相続開始時にさかのぼって金銭債権となるものではない。）に関し、法定相続分に依じた金員の引渡しを求めることはできない」とした⁽³⁸⁾。しかし、現金であれば、なぜ金銭債権とは異なる取り扱いが可能なのかについてはその理由は示されていない。

これに対して、X₁らが遺産中の金銭も相続開始と同時に当然に分割されると理解するべきであるとして、上告した。上告人代理人は金銭の相続に関する問題についておおむね次のように主張し、Yの保管する金銭の分割を求めている。債権債務が当然分割されるとする判例の立場を支持しつつ、金銭を特殊な物と理解して準共有が成立すると理解することも可能かもしれないが、そのような理解は妥当ではないとする。その理由は、第一に、被相続人が現金のまま残したか、現金を他人に預けたかによつて、一方で金銭として当然分割されず、他方で金銭債権として相続開始と同時に当然分割されるというのでは、均衡を失することになるから、現金も当然分割されるものと考えるべきであることである。第二に、遺産分割の調停等では、遺産中の金銭も法定相続分に依りて分割されており、金銭も相続開始と同時に相続人の法定相続分にしたがつて当然分割されると考えることが相続人の考えに沿うものであることをあげている。第三に、金銭は他の動産とは異なり、それ自体を利用するものではなく、預金債権と同視してもおかしくないから、分割して帰属するとしても不合理ではないと主張している。第四に、共有関係はできるだけ早く単独所有の形になるべきものであるから、相続開始と同時に相続人に分割されることは法のある

べき姿にもっとも近いことをあげている。

これに対して、最高裁判所は、第二審判決の判断を正当とし、上告を棄却した。判決は、「相続人は、遺産の分割までの間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人に対して、自己の相続分に相当する金銭の支払いを求めることはできないと解するのが相当である」と述べるのみにとどまり、原審の判断は正当としているにすぎない。従来判例の「金銭その他の可分債権」という表現を「金銭債権その他の可分債権」と理解すれば、とりあえず従来判例理論とは矛盾しないといえるが、その判断の根拠・理由を明確にしていなかったため、従来の金銭債権のような可分債権の相続の場合とは異なる取り扱いをすることを明らかにしたことがはつきりとしているにすぎない。

現金は「物」としての側面を持ち、この点を強調すれば動産と同じように扱うべきことになる。最高裁判所の判決はそのような観点から現金をとらえ動産と同じように相続開始とともに当然には分割されず、遺産分割の対象となると判断したものと予測することはできる⁽³⁹⁾。また、現金は「価値」としての側面も有しているわけだから、その点においては金銭債権と同質であるといえるし、可分性を有していることは明白である。そのような側面を強調すれば、金銭債権と同様の扱いをしてもおかしくはないことになる。現金の共有という状態をどのようにとらえるのかも問題となる⁽⁴⁰⁾。これについては、現金を現実占有している価値の帰属者を現金の所有者と認め、前述の大阪家庭裁判所昭和四〇年審判のように、代償財産として処理して、遺産分割の際に考慮するという方法も考えられる。

(36) 篠清「分割前の遺産の処分と滅失」前掲小山昇ほか編『遺産分割の研究』二二九頁。

(37) 判例時報一四二二号七七頁、判例タイムズ七八六号一三九頁、金融法務事情一三三〇号三二頁、金融・商事判例八九六号一三頁。

この判決に関しては、多数の論稿・判例批評があらわれている。本稿で引用したもののほか、野村豊弘・法学教室一五〇号別冊「判

例セレクト92」(一九九三年)二七頁、床谷文雄・法学セミナー四五七号一二五頁、田村洋三・判例タイムズ八二二号(一九九三年)一三〇頁、西尾信一「遺産分割前の金銭と金銭債権」手形研究四七九号(一九九三年)二四頁、右近健男「遺産分割前の金銭の法律関係」金融法務事情一三六三号(一九九三年)一三頁など。

(38) 第二審判決について、松岡靖光・判例タイムズ七三五号(一九九〇年)二〇〇頁、山口純夫・法学セミナー四二二号(一九九〇年)九七頁、吉原・前掲金融法務事情一二三二号四頁などがある。

(39) 有地・前掲法曹時報四五巻七号六頁、山田誠一・民商法雑誌一〇七巻六号(一九九三年)一〇五頁など参照。なお、林良平「遺産中の金銭の遺産分割前の帰属」金融法務事情一三三六号(一九九二年)一一頁は金銭の価値としての側面について二面性があるとしても、結論に違はないと指摘している。金銭の価値としての側面については、四宮和夫「物権の価値返還請求権について」我妻追悼『私法学の新たな展開』(有斐閣、一九七五年)一八五頁、能見善久「金銭の法律上の地位」『民法講座別巻1』(有斐閣、一九九〇年)一〇一頁など参照。

(40) 山田・前掲民商法雑誌一〇七巻六号一〇六頁。

むすび

遺産中に含まれる現金が、金銭債権のような可分債権と異なり、相続開始とともに各相続人に当然に分割されるのではなく、遺産分割の対象となり、遺産分割の手続きによつてはじめてその帰属が確定すると考えることには、結果的にみてほとんど問題はない。債権とは違って、債務者の事情や利益を考慮する必要性もないし、回収の危険性を問題とする必要もない。むしろ遺産分割の際に相続人間の公平を確保するために、積極的に現金を活用することを可能とする点からして、遺産の一括的・総合的分割にとつてメリットがあるし、その方が望ましい。特に、特

別受益や寄与分があつて、法定相続分とは異なる具体的相続分によつて遺産分割がおこなわれる場合には、その必要性が一層高まるであろう。

ただ、現金の保管の問題が残る。一部の相続人がこれを保管している場合には、遺産の中に含まれていた現金と保管者の現金とが混同することになり、保管者がその現金を費消してしまうことも考えられる。そのような場合には、代償財産の問題として処理しなければならぬという場合もありうるだろう。望ましくは、最高裁判所平成四年判決の事案のように、相続人が遺産分割が確定するまで現金を相続預金として預け入れることであろう。しかし、このような場合に、第一審判決のように預金債権として処理され、当然分割されるといふことになるかと折角の配慮がだいなしになってしまう。

このような点も考え合わせると、そもそも可分債権が相続開始とともに当然分割されるという判例理論そのものを再検討する必要性があるといふことになる。⁽⁴¹⁾ その実質的根拠が債務者の保護と債権回収の危険性の公平な分担という点にあるとすれば、このような諸点を他の配慮によつて保障すればよい。貸金債権が相続の対象となつた場合、各相続人に分割して支払ふことが必ずしも債務者にとつて有利である保証はないし、債務者がどの相続人に支払ふべきか判断に迷うのであれば、このような場合に供託制度の利用を認めればよいといふことになる。⁽⁴²⁾ また、遺産分割によつてどの相続人がその債権を取得したかについて債務者には分からないと困るといふのならば、債権譲渡に準じた形で確定日付ある書面による通知を對抗要件として相続人の側に課せばよいであろう。⁽⁴³⁾ 消滅時効などとの関係で遺産分割に手間どると、相続人が権利を失うという場合には、時効中断のための手続きをとることを遺産の保存に関する行為とみて、相続人全員でおこなうことまで要求せずに、相続人各自が単独でおこなうことを認めればよい。相続人が個別にその法定相続分に基づいて支払いを求めるよりも、債権全体を確実に保全することができ

るための手続きをとることの方が相続人にとって利益となるものと思われる。債権回収の危険性については、そのために九一二条が規定されているのであって、これにより妥当な解決をはかることができるはずである。また、預金債権については、回収の危険性や時効中断を心配しなければならないことはほとんどないから、現金と同じように取り扱ったとしてもそれほど不都合が生じることはないだろう。

銀行実務が預金債権を相続人全員の合意のあることを条件として払い戻しに応じていることを考えても、現実の遺産分割の実態として金銭債権も預金債権もあるいは現金も遺産分割の対象として取り扱われていることを考えても、当然分割とするという理論が貫徹されたいことが明らかになってきているわけで、可分債権を当然分割とする判例理論には限界があつたというべきではないかと思われる。特に、具体的相続分による遺産分割の際に、相続人間に不公平が生じる可能性があることを認めて、たとえ、遺産共有についていわゆる「共有説」の立場に立ち、あるいは可分債権は当然分割されるという立場に立つたとしても、遺産分割の際に再度可分債権を分割の対象として組み入れることを認めざるをえないという現状をみても明らかであろう。さらに、このような場合に、家庭裁判所の審判実務のようにいったん分割されたものを再度持ち戻して遺産分割の対象とするという説明よりも、可分債権も当然には分割されず、遺産分割の対象となり、これによってのみ相続人に分割されると説明する方が直截的であり、すつきりとするように思うのだが、どうであろうか。そのような観点から、可分債権も原則として遺産分割手続きによって相続人間で分割される対象とすべきである。

このように考えた場合には、可分債権が遺産から逸出しないことを認めるための理論的説明が必要となる。ここでは、いわゆる「二重の共有」理論をとりたい。遺産を構成する個別的な財産についての各相続人の共有を認めた上で、遺産全体についての共有状態の存在を認めるといふように考えたい。林教授の言われる「全財産の共有」、右

近教授の言われる「相続財産全体の上の共有」という見解を支持したい⁽⁴⁴⁾。このように考えることによって、個々の金銭債権のような可分債権についても各相続人の共有持ち分による共有を肯定したうえで、すべての相続財産が遺産分割手続きによつて各相続人へ分割されることを認めることができる。

さらに、原則として当然分割としないといつても、いかなる場合にも遺産分割前の分割を認めないという趣旨ではない。共同相続人の一部が行方不明であるとかの場合なども予想されるし、各相続人の事情によつては遺産分割前にいくらかでも金銭を必要とするようなこともありうるわけであるから、遺産分割まで何がなんでも待たねばならないということではない⁽⁴⁵⁾。共同相続人間の公平を担保できるならば、遺産分割前の債権の行使や分割を認めてもさしつかえないし、そのような場合にはたとえば預金の一部払い戻しを認めることも必要であろう⁽⁴⁶⁾。その場合には、債務者の保護をはかる必要があるので、遺産の帰属について、对第三者関係における場合と、共同相続人相互の間との関係を区別するという見解を支持することにした⁽⁴⁷⁾。債務者との関係については、各相続人が可分債権について法定相続分の割合で当然分割することを認めることによつて、債務者や他の第三者の保護をはかるべきである。そのような配慮の必要性のない現金、あるいは必要性の少ない預金債権については、対内的、対外的区分の有用性は乏しいかもしれないが、貸金債権のような他の可分債権についての配慮を欠くことはできない。

(41) 最高裁判所平成四年判決の事案についてのほとんどの論稿が可分債権の当然分割を認めた判例理論を問題としようとしている。

(42) 久保宏之「遺産分割前の遺産中の現金の支払い請求」産大法学二七巻一号（一九九三年）六四頁。

(43) 日野・前掲判例タイムズ六八八号七二頁。

(44) 林良平・前掲金融法務事情一三三六号一頁、同「遺産共有と遺産分割」『近代法における物権と債権の交錯』（有信堂、一九八

九年)三五五頁、右近健男・判例時報一三三三三号(一九九〇年)一九八頁(判例評論三七三三三三六頁)、有地・前掲法曹時報四五卷七号一四頁参照。

(45) 半田吉信「金銭と遺産分割」ジュリスト一〇二〇号(一九九三年)一五三頁、伊藤昌司・前掲判例タイムズ八〇二号八〇頁。

(46) たとえば、預金債権の場合であっても、銀行は葬儀費用などのための預金の払い戻しには便宜払いとして応じている。関口靖夫「葬祭費の便宜払い」金融法務事情九六九号(一九八一年)一六頁以下参照。

(47) 谷口知平「相続財産たる金銭その他の可分債権と共同相続人の分割承継」民商法雑誌三一巻三号(一九五五年)六三頁以下。なお、右近健男・前掲『私法判例リマックスNo.7』七三頁、有地・前掲法曹時報四五卷七号一六頁参照。